

災害時要援護者支援

地震、水害などの災害の時、お年寄りや障がいをお持ちの方など、避難に手助けが必要な方を、ご近所の人や町会などの地域の方々の支え合いを土台として、支援するしくみを作っていきます。そのために、まず支援が必要な人の名簿(災害時要援護者支援台帳)を以下の方法で作ります。

「災害時要援護者」とは…

「危険が迫っている」「避難しなければならない」などの、必要な情報を迅速、的確に把握することができない人や、自力で安全な場所に避難することができない人など、災害が起こったときにとるべき一連の行動をとるのに支援が必要な人のことをいいます。

災害時要援護者支援台帳作成フローチャート

災害時要援護者

- | | |
|-----------------------|--------------------------|
| ①身体障害者(1、2級、視覚・聴覚) | ⑥65歳以上のひとり暮らし、75歳以上のみの世帯 |
| ②知的障害者(療育A) | ⑦昼間のみ⑥の状態になる人 |
| ③精神障害者(1級) | ⑧特定疾患、小児慢性特定疾患医療受給者 |
| ④障害者手帳を保有しているひとり暮らしの人 | ⑨その他災害時の避難に支援が必要な人 |
| ⑤要介護認定3～5 | |

災害時要援護者支援対象者(①～⑥の人)
…市が保有する情報による

- ⑦～⑨の人などで登録を希望する人
- 地域で把握している要援護者(同意有)

ご本人の意向確認

希望しない

希望する

登録

災害時要援護者支援台帳

市で情報を保有
市以外には情報提供しない

- 校区福祉委員会、町会に情報提供
- 柏羽藤消防組合消防本部へ情報提供
- 個別支援プラン作成

災害時要援護者支援対象者リスト

⇒災害時に支援が必要な人のリストとして市で保有

制度づくりが始まります

災害時要援護者支援制度とは

災害のとき、ご近所の人や町会などの地域の方々の支え合いを土台として、お年寄りや障がいをお持ちの方などの災害時要援護者を支援するしくみです。

普段はお元気な方も、災害時にはケガをしたりして避難に手助けが必要になる場合があります。

ですから、この制度は、一部の人を助けるためのしくみではなく、災害時にひとりでも多くの人の命と安全を守るために事前に十分な準備をしておくためのしくみです。

災害時要援護者支援制度づくりの方法

まず、左のフローチャートの方法で、災害時要援護者支援台帳を整備し、校区福祉委員会および町会に情報提供します。

提供を受けた校区福祉委員会および町会は、ご本人と一緒に「避難支援者」を決め、「個別支援プラン」を作ります。

「避難支援者」とは、要援護者の方に避難情報などを伝え、避難場所への避難を手伝ってくれる人です。ご本人の家族やご近所の人などをお願いして決めていただくのを原則とします。

「個別支援プラン」とは、災害が起きた時、どうやって要援護者ご本人にその情報を伝え、どこの避難所へ、どのルートを通って避難してもらうかなど、具体的な避難方法を決めておくものです。

地域では、この個別支援プランに沿った避難訓練を開催するなど、いざ災害が起きてもあわてずに避難できるよう、日頃からとりくみを進めます。

同時に、要援護者ご本人と、避難支援者をはじめとするご近所の人や町会など地域の方は、日頃から気軽に声かけしあえる関係を作り、災害時にスムーズな避難支援ができるようにします。

なお、みなさんから提供いただいた個人情報については、他に漏れることがないように適正な管理に努め、校区福祉委員会や町会についても管理を徹底してもらいます。

申請書をお送りしています

身体障害者手帳をお持ちの方など、左のフローチャートの中の「災害時要援護者」の①から⑤にあたる方に、「災害時要援護者支援台帳登録意向確認書」と「災害時要援護者支援台帳登録申請書」を順次お送りしています(⑥にあたる方には別途ご案内します)。

書類がお手元に届きましたら、内容をよく読んでいただき、必要事項をご記入の上、ご返送ください。

なお、今は支援が必要ないため台帳への登録を希望されなくても、将来的に必要となった時は、いつでも登録していただけます。

登録を希望される方へ

左の「災害時要援護者」の⑦、⑧にあたる人や、その他避難に支援が必要で、登録を希望される方は、市役所福祉総務課(別館4番窓口)までお越しください。または、ご連絡いただければ申請書をお送りします。

市民のみなさんへのお願い

災害時要援護者支援制度は、市民のみなさんの協力なしにはなりません。

あなたのご近所に住む要援護者の方の避難支援者に、ぜひなっていたきたいのです。

もちろん、あなた自身の安全を守ることを最優先にさせていただきます。また、避難支援者になることで、何らかの責任を負わなければならないということはありません。

地域のみなさんの支え合いで「住んでいて安心」のまちをつくるため、ご協力をお願いします。

〈問合せ〉福祉総務課

072-958-1111(内線1121)

市役所別館4番